

災害関連死ゼロの 社会を目指す

<30>

要配慮者（災害 時要援護者）の 避難誘導③

前回は要配慮者の避難誘導として「聴覚・言語障害者」や「視覚障害者」について述べてまいりましたが、今回は、「知的障害者」「精神障害者」「発達障害者」の避難誘導を中心に述べていきます。

基本的に前述の障害を持つておられる方には、情報収集や状況の把握がうまくできない場合がありますので、具体的に分かり

やすく絵、図、文字等で伝えます。また努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけ、状況を簡潔に説明して本人を安心させ、冷静さを保つよう声をかける必要があります。

◆知的障害者への対応
では知的障害者の避難誘導のポイント記します。

◆精神障害者への対応
次に精神障害者の避難誘導のポイント記します。

◆発達障害者への対応
次に発達障害者の避難誘導のポイント記します。



◎災害の不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしないようにする。

◎発作がある場合は、速やかにかかりつけの医療機関に連絡をとり指示を受ける。

◎妄想や幻覚の訴えがある場合も、強く否定したりせず、相づちを打つ程度にとどめる。

◎一人にせず必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動する。

◎災害の不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしないようにする。

◎発作がある場合は、速やかにかかりつけの医療機関に連絡をとり指示を受ける。

◎妄想や幻覚の訴えがある場合も、強く否定したりせず、相づちを打つ程度にとどめる。

～要配慮者と考える～
温泉防災EXPO in 伊香保
<https://bosai-expo.jp/>
一般社団法人地域防災支援協会
<https://www.boushikyo.jp/>
一般社団法人日本環境保健機構
<https://jeho.or.jp/>